



2021年11月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ リ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 川 嶋 一 郎
(コード：6198 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 辻 村 淳
(TEL. 03-6453-2717)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2021年12月23日開催予定の第13回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 本店所在地の変更

当社は、業務運営体制の最適化の為に、本店を移転することといたしました。

本店移転に伴い、現行定款第3条の本店所在地を東京都新宿区から、東京都世田谷区に変更するものであります。この変更は、本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日経過後に削除するものいたします。

(2) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減する為、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、定款変更の効力は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認（以下「本確認」）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2019 年 12 月開催の定時株主総会終了前の行為に関する同法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2019 年 12 月開催の定時株主総会終了前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項に定めるところによる。</p> | <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2019 年 12 月開催の定時株主総会終了前の行為に関する同法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2019 年 12 月開催の定時株主総会終了前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項に定めるところによる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新設) | <p data-bbox="810 219 1377 367"><u>(本店所在地に係る規定の変更の効力発生日)</u> 第3条の変更は、2021年12月23日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生をもってこれを削除する。</p> <p data-bbox="810 421 1377 768"><u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u> 第12条第2項に基づく株主総会の開催場所の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</p> |

3. 日程

| | |
|-------------------|-------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2021年12月23日 |
| 定款変更の効力発生予定日 | 2021年12月23日 |

以 上